

入会のおすすめ

入会金
年会費
無料

しずおか安心すまい協議会

しずおか安心すまい協議会は、住宅瑕疵担保履行法への確実な対応を図り、事故抑制に資する品質の高い住宅を供給することで地域社会の発展に寄与することを目的としています。

協議会へ入会し会員になることで、まもりすまい保険を利用した保険契約申込の際、協議会が定める品質管理基準に適合した住宅では、団体利用保険契約申込が可能となり、メリットを受けることができます。要件は以下のとおりです。



1. 入会の要件

- 協議会への入会は、しずおか安心すまい協議会規約をご確認いただきその目的に賛同していただける方です。



なお、入会のお申込は入会申込書に必要事項を記入し、協議会事務局に提出していただくだけです。

※会員には、協議会会員登録証を発行します。

※入会金や年会費等はかかりません。

2. 認定団体住宅の要件

- 一戸建て住宅（3階建て以下）であること。（鉄骨造・RC造は延べ床面積300㎡以下）
- 住宅保証機構株式会社が定める設計施工基準に適合した住宅であること。
- 上記基準に加え、協議会が定める品質管理基準に適合した住宅であること。

<品質管理基準の例：木造住宅の場合>

詳しくは品質管理基準をご確認ください。

以下の①または②のいずれかを満たすこと。

①基礎の高さを地面から400mm以上とし、外壁は通気構法とする。

②住宅性能評価における評価方法基準3-1「劣化対策等級」等級2の基準を満たす。

※その他の工法では、評価方法基準3-1「劣化対策等級」等級2の基準を満たすこと。



3. 団体利用保険契約申込のメリット

- 認定住宅と認められた住宅では、団体利用保険契約申込として、まもりすまい保険・団体向け保険料が適用されます。

例：建設業許可有り／中小企業者コース 保険限度額：2,000万円 床面積：120㎡の場合

基本保険料	団体向け保険料
45,970円	→ 34,980円

（注：2023年4月1日時点の金額です）

※現場検査手数料は通常料金が適用されます。

※建設業許可を受けていない事業者等、状況により保険料が異なる場合があります。

入会申込、お問い合わせはこちらまで

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル

TEL : 054-202-5574

FAX : 054-202-5281

まもりすまい保険 団体向け保険料適用を受けるための手順

Step
1

団体に入会していただきます

事業者さま



「まもりすまい保険」事業者届出（既に届出済の場合は不要です）

団体に入会します

入会申込書を提出

入会申込書に必要事項をご記入いただき、**協議会事務局**にご提出ください。
[申込書受付方法] **保険窓口**（まちづくりセンター各事務所・支所）に提出
または下記へ **FAX**

【協議会事務局】

静岡市駿河区南町 14 番 1 号 水の森ビル

TEL : 054-202-5574 FAX : 054-202-5281

協議会



会員登録証の発行

Step
2

団体会員として保険申込をしてください

事業者さま



団体会員として保険申込

通常の保険契約申込と同様にまちづくりセンターの保険申込窓口にてお申してください

提出
書類

- 団体利用申込書
- 「品質管理基準」適合チェックシート
- まもりすまい保険契約申込書類一式

団体利用申込書と、協議会の品質管理基準に適合することを確認した旨の
チェックシートを、通常の保険契約申込書類に併せてご提出ください。

★WEB申し込みの場合は、
団体利用申込書と、協議会の品質管理基準に適合することを確認した旨のチェックシートを、
保険契約申込書類に添付して、送信してください。

協議会



品質管理基準を審査し、団体利用申込書の下段の適合確認欄に押印します

品質管理基準への適合を確認した上で、保険申込を受理させていただきます。

受理証の発行

「団体認定住宅」として、団体向け保険料が適用されます。



以降の流れは、通常の保険の場合と同様です。